

〔伊丹市〕

定期報告を要する特定建築物及び特定建築設備

(1) 特定建築物

用途	特定建築物	
	用途に供する規模等	報告の時期
1 劇場、映画館又は演芸場	地階・F \geq 3 (注1)、 A (注2) > 200 m^2 又は主階が1階以外にあるもの	3年ごと 平成32年 7月～10月
2 観覧場 (注6)、 公会堂又は集会場	地階・F \geq 3 (注1) 又は A (注2) > 200 m^2	
3 病院、診療所 (注7) 又は児童福祉施設等	地階・F \geq 3 (注1) 又は A (注2) > 300 m^2 又は A ₀ (注3) \geq 300 m^2	
4 ホテル又は旅館	地階・F \geq 3 (注1) 又は A (注2) > 300 m^2 又は A ₂ (注5) \geq 300 m^2	3年ごと 平成30年 7月～10月
下宿、共同住宅又は寄宿舎	F \geq 6かつ A (注2) > 100 m^2 (Aは6F以上)	
5 共同住宅又は寄宿舎 (サービス付き高齢者向け住宅、 認知症高齢者グループホーム、障 害者グループホームに限る)	地階・F \geq 3 (注1) 又は A ₂ (注5) \geq 300 m^2	
6 学校	地階・F \geq 3 (注1) 又は A (注2) > 2,000 m^2	3年ごと 平成31年 7月～10月
7 体育館、博物館、美術館、図書館、 ホーリング場、スキー場、スケート場、水泳 場又はスポーツ練習場	地階・F \geq 3 (注1) 又は A (注2) > 2,000 m^2 又は A ₁ (注4) \geq 2,000 m^2 (学校に付属するものについては A > 2,000 m^2)	
8 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、 カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊 技場、公衆浴場、待合、料理店、 飲食店又は物品販売業を営む店舗	地階・F \geq 3 (注1) 又は A (注2) > 500 m^2 又は A ₂ (注5) \geq 500 m^2	
9 事務所その他これに類するもの	地階・F \geq 3 (注1) 【階数が5以上で、延べ床面積が 1,000 m^2 を超える建築物に限る】	

- (注1) 地階・F \geq 3 : 地階でその用途に供する部分が100m²を超えるもの又は3階以上の階でその用途に供する部分が100m²を超えるものをいう。
- (注2) A : その用途に供する部分の床面積の合計を示す。
- (注3) A₀ : 2階部分(避難階除く)の床面積の合計で、病院及び診療所(患者の収容施設があるものに限る。)又は児童福祉施設等(高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの(注8)に限る。)の用に供するものに限る。
- (注4) A₁ : その用途に供する部分(避難階除く)の床面積の合計を示す。
- (注5) A₂ : その用途に供する2階部分(避難階除く)の床面積の合計を示す。
- (注6) 観覧場 : 屋外に避難上有効に開放されているものを除く。
- (注7) 診療所 : 患者の収容施設があるものに限る。
- (注8) 高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途：
一 助産施設、乳児院、障害児入所施設
二 助産所
三 盲導犬訓練施設
四 救護施設、更正施設
五 老人短期入所施設等
六 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム
七 母子保健施設
八 障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業(自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。)の用に供する施設(利用者の就寝の用に供するものに限る。)

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。

(2) 建築設備

用途		建築設備（注3）	
		用途に供する規模等	報告の時期
1	劇場、映画館又は演芸場	地階・F \geq 3（注1）、 A（注2）>200m ² 又は主階が1階以外にあるもの	毎年 7月～10月
2	観覧場（注4）、 公会堂又は集会場	地階・F \geq 3（注1）又は A（注2）>200m ²	
3	病院、診療所（注5）又は児童福祉施設等	地階・F \geq 3（注1）又は A（注2）>300m ²	
4	ホテル又は旅館	地階・F \geq 3（注1）又は A（注2）>300m ²	
5	博物館、美術館、図書館、ホール、 スケート場、スキー場、水泳場 又はスポーツ練習場	地階・F \geq 3（注1）又は A（注2）>2,000m ²	
6	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、 カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、 公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	地階・F \geq 3（注1）又は A（注2）>500m ²	
7	事務所その他これに類するもの	地階・F \geq 3（注1） 【階数が5以上で、延べ床面積が 1,000m ² を超える建築物に限る】	
<p>（注1）地階・F\geq3 : 地階でその用途に供する部分が100m²を超えるもの又は3階以上の階でその用途に供する部分が100m²を超えるものをいう。</p> <p>（注2） A : その用途に供する部分の床面積の合計を示す。</p> <p>（注3） 建築設備 : [換気設備] ヒューズホルダー又は感知器連動ダンパーを設けたものに限る。 政令第112条第16項の規定による。 : [排煙設備] 機械排煙に限る。 : [非常用の照明装置] 蓄電池別置型又は自家用発電装置を設けたものに限る。</p> <p>（注4） 観覧場 : 屋外に避難上有効に開放されているものを除く。</p> <p>（注5） 診療所 : 患者の収容施設があるものに限る。</p>			

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するかどうかを判断し、棟ごとに報告してください。

(3) 防火設備

用 途 *当該用途に供する部分が避難階のみにあるものを除く。		防火設備（注10）	
		用途に供する規模等	報告の時期
1	劇場、映画館又は 演芸場	左の用途に供する部分の床面積等が、次のいずれかに該当するもの ①地階・ $F \geq 3$ （注1） ②主階が1階以外にあるもの ③ A_s （注4） $\geq 200\text{m}^2$	毎年 7月～10月
2	観覧場（注8）、 公会堂又は集会場	左の用途に供する部分の床面積等が、次のいずれかに該当するもの ①地階・ $F \geq 3$ （注1） ② A_s （注4） $\geq 200\text{m}^2$	
3	病院、診療所（注9）、 高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途 （注11）（サービス付き高齢者向け住宅、 グループホームなど）	左の用途に供する部分の床面積等が、次のいずれかに該当するもの ①地階・ $F \geq 3$ （注1）、 ② A_0 （注6） $\geq 300\text{m}^2$ ③ A （注3） $\geq 200\text{m}^2$	
4	ホテル又は旅館	左の用途に供する部分の床面積等が、次のいずれかに該当するもの ①地階・ $F \geq 3$ （注1） ② A_2 （注5） $\geq 300\text{m}^2$	
5	体育館、博物館、美術館、図書館、ホーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツ練習場 *上記のうち学校に附属しないものに限る。	左の用途に供する部分の床面積等が、次のいずれかに該当するもの ① $F \geq 3$ （注2） ② A_1 （注7） $\geq 2,000\text{m}^2$	
6	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	左の用途に供する部分の床面積等が、次のいずれかに該当するもの ①地階・ $F \geq 3$ （注1）又は ② A_1 （注7） $\geq 3,000\text{m}^2$ 又は ③ A_2 （注5） $\geq 500\text{m}^2$	

- (注1) 地階・F \geq 3 : 地階でその用途に供する部分が100㎡を超えるもの又は3階以上の階でその用途に供する部分が100㎡を超えるものをいう。
- (注2) F \geq 3 : 3階以上の階でその用途に供する部分が100㎡を超えるものをいう。
- (注3) A : その用途に供する部分の床面積の合計を示す。
- (注4) A_s : 客席の床面積を示す。
- (注5) A₂ : その用途に供する2階部分の床面積を示す。
- (注6) A₀ : 2階部分の床面積の合計で病院及び診療所（患者の収容施設があるものに限る。）
又は高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途（注11）の用途に供するものに限る。
- (注7) A₁ : その用途に供する部分の床面積の合計を示す。
- (注8) 観覧場 : 屋外に避難上有効に開放されているものを除く。
- (注9) 診療所 : 患者の収容施設があるものに限る。
- (注10) 防火設備 : 随時閉鎖又は作動をできるもの（外壁開口部の防火設備、防火ダンパーを除く）
- (注11) 高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途：下記に掲げるものとする。
- 一 共同住宅及び寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅又は、老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第15項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。）
 - 二 助産施設、乳児院、障害児入所施設
 - 三 助産所
 - 四 盲導犬訓練施設
 - 五 救護施設、更正施設
 - 六 老人短期入所施設等
 - 七 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム
 - 八 母子保健施設
 - 九 障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）の用に供する施設（利用者の就寝の用に供するものに限る。）

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。